

平成24年4月
農 林 水 産 省

農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案の概要

1 趣旨

東京電力福島第1原子力発電所の事故を契機に、再生可能エネルギーの導入による分散型エネルギーシステムへの転換が国の重要課題となっている。また、本年7月から、一定の価格・期間で再生可能エネルギー電気の買取が始まる（固定価格買取制度）。一方、農山漁村には土地、水、バイオマスといった資源が豊富に存在しており、これを活用した発電事業により、所得の向上等を通じた農山漁村の活性化が可能となる。しかしながら、農山漁村に存在する農林地や漁港、その周辺水域は食料供給や国土保全、地域社会の維持・発展に重要な役割を果たしていることから、無計画に発電設備が整備される場合、農林漁業に必要な農林地等が失われ、その役割に支障を来す。このため、農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する。

2 概要

- (1) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等）の発電の促進に関する計画制度
 - 国の基本方針に基づく市町村の基本計画の策定
 - 一 発電設備の整備を促進する区域、農林漁業の健全な発展に資する取組等に関する事項等を規定
 - 市町村基本計画に基づく事業者の再生可能エネルギー発電設備整備計画の認定
- (2) 法律に基づく手続の簡素化
 - 再生可能エネルギー発電設備整備計画の認定による農地法、森林法、漁港漁場整備法等の許可等の特例（みなし規定による手続のワンストップ化）
- (3) 所有権移転等促進計画
 - 市町村による農林地の所有権の移転等を促進するための計画の策定と公告による権利移転等の効果（民法の特例）

3 その他

施行期日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

農山漁村における再生可能エネルギー—電気の発電の促進に関する法律案について

背景·趣闻

- 我が国農山漁村の活力が低下しており、また、新たなエネルギーとして再生可能エネルギー源の早期導入が期待される中、農山漁村に豊富に存在する土地、水、熱、バイオマス等の資源を活用して、再生可能エネルギー電気の発電を促進し、農山漁村の活性化に結びつけることが重要。
- その際、農山漁村が有する食料供給や国土保全の役割が将来にわたり果たされるよう、農林地等の適切な利用の調整等により、地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進する。

藥實 1.

元還に地域を電力不再生～

◎現狀

- 年間総発電量 1兆kWh

大規模水力

8.7%

力、地熱、水力、

1.2%

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525

- ・年間の電力売上げ 約16兆円

→再生可能エネルギー(大規模水力を除く)
売上げは 約0.19兆円(試算)

◎仮に、そのシェアを10%(20%)にした場合
売上げはそれぞれ1.6兆円(3.2兆円)

→ 売上げ収入が地域に帰属すれば、農山漁村活性化に大きく貢献



【参考】農林水産業の年間産出額(平成21年)

合計	9.9兆円
米	1.8兆円
野菜	2.0兆円
畜産	2.5兆円
林業	0.4兆円
漁業	1.5兆円

(木材+きのこ類)

醫學博士

～土地等の適切な利用調整など

[現状]

再エネ発電設備の整備は…

- ・ 無計画に行われると、農地・森林など既存の土地利用や海域の利用に支障となるおそれ（場合によっては無許可使用のおそれ）
- ・ 必要な法手続が多岐かつ煩雑であり、時間がかかると

[これから]

WIN-WINの関係の構築が重要

→これらが両立する計画的な土地利用調整を図ることが重要
→集団的な土地利用調整による土地の有効活用等の権利調整と手続の簡素化が大きな課題

(A県B市の例)



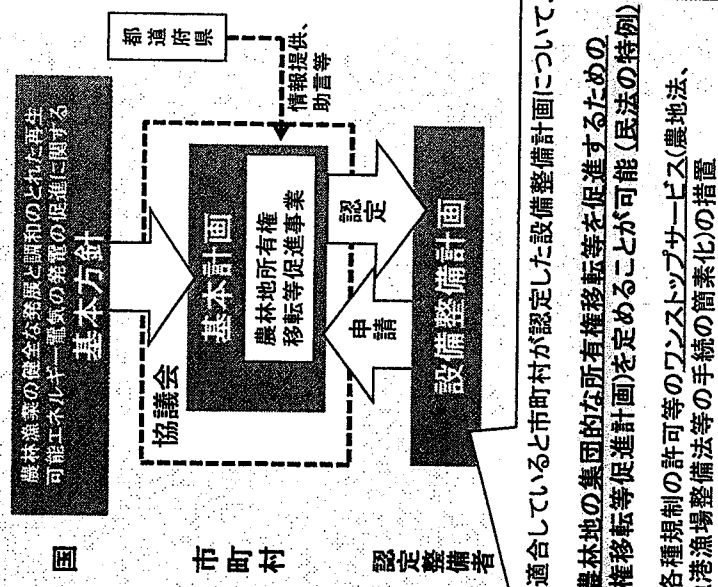
水稲作付け田
(黄緑色)

(参考)全国の田の圃場整備率61.7%(平成21年)

3. 方案

～農山漁村における再生可能エネルギー 電気の発電の促進に関する法律案

＜全体の流れ＞



- ・基本計画に適合していると市町村が認定した設備整備計画について、
- 一市町村が農林地の集団的な所有権移転等を促進するための計画(所有権移転等促進計画)を定めることが可能(民法の特例)
- 一このほか、各種規制の許可等のワンストップサービス(農地法、森林法、漁港漁場整備法等の手続の簡素化)の措置

魚体検査の又と

- 一 再エネ発電設備の整備と併せて行う農地集約化等
- 一 売電収入のシェア

農山漁村再生可能エネルギー法案に規定する手続の簡素化に関する特例の一覧

法律名	行為（条項）	手続	許可権者等
農地法	農地の転用（第4条第1項）	許可	都道府県知事 農林水産大臣
	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動（第5条第1項）	許可	都道府県知事 農林水産大臣
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	集約酪農地域の区域内の草地の形質変更（第9条）	届出 （事前）	都道府県知事
森林法	地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為（第10条の2第1項）	許可	都道府県知事
	保安林における立木の伐採（第34条第1項）	許可	都道府県知事
	保安林における土地の形質を変更する行為（第34条第2項）	許可	都道府県知事
漁港漁場整備法	漁港区域内の水域・公共空地における工作物の建設等（第39条第1項）	許可	市町村 都道府県
海岸法 （※）	海岸保全区域における施設又は工作物を設けての占用（第7条第1項）	許可	都道府県知事 市町村長等
	海岸保全区域における施設又は工作物の新設・改築等（第8条第1項）	許可	都道府県知事 市町村長等
自然公園法	特別地域内における工作物の新設・改築等（第20条第3項）	許可	都道府県知事 環境大臣
	普通地域内における工作物の新設・改築等（第33条第1項）	届出 （事前）	都道府県知事 環境大臣
温泉法	温泉を湧出させる目的で土地を掘削すること（第3条第1項）	許可	都道府県知事
	温泉の湧出路の増掘、又は温泉の湧出量を増加させるための動力の装置（第11条第1項）	許可	都道府県知事

（※）海岸法については、農林水産省所管の漁港及び土地改良事業に係る海岸保全区域に限る。

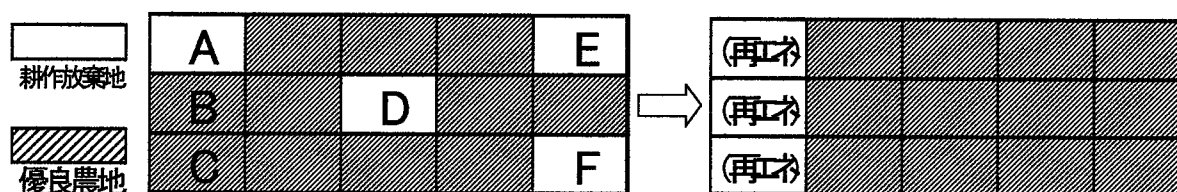
農山漁村再エネ法案における農林地所有権移転等促進事業について

1. 本事業において想定される権利移転の例

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて、農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用を確保するため、本事業により、以下のような権利移転を行うことが想定される。

- ・ 集団的農地の中に営農の再開が見込まれない耕作放棄地が点在しており、農地の効率的かつ総合的な利用が妨げられている場合において、優良農地の所有者と耕作放棄地の所有者との間で土地の権利の移転を行うことにより、再生可能エネルギー発電設備の整備に必要なまとまった土地確保を図りながら、担い手への優良農地の集約化を行う場合

(例)



2. 法律効果

(1) 民法の特例

市町村が土地の関係権利者の同意を得て、一括して計画を策定し、それを公告することにより、個別の当事者間の契約によることなく権利移動の効果が生じることとする。

(2) 登記の特例

計画に基づく権利移動の登記については、政令で定めるところにより、市町村が嘱託登記を行うことができることとする。

(3) 農地法の特例

農業委員会の決定を経て計画を作成し、公告が行われた計画に定めるところによって権利が移動する場合については、農地法第3条第1項は適用しない。